

金属鉱物探鉱資金出資及び海外探鉱資金貸付け・海外開発資金債務保証業務要領

平成16年3月1日
2004年（鉱融）業務要領第26号
最終改正 令和3年7月15日

A. 探鉱資金出資及び海外探鉱資金貸付け

I. 目的と方法

1. 目的

この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号）（以下「業務方法書」という。）第47条第1号に定める金属探鉱資金の出資（以下「出資」という。）及び第57条に定める資金の貸付け（以下「貸付け」という。）を行うに当たり、適切かつ効率的な業務の遂行を図るため、当該業務に係る事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 出資及び貸付けの方法

機構の出資及び貸付け（以下「出融資」という。）は、政策出融資の諸制約の中で、利用者の立場にたって公正性、透明性かつ効率的な業務運営を確保するとともに、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱促進に寄与できるように実施する。

II. 申込要領

機構の出融資を希望する者に対して、次の要領で申込みさせるものとする。なお、機構の出融資の対象となる事業は、金属鉱物探鉱資金出資細則（2004年（鉱融）業務細則第9号。以下「出資細則」という。）第4条に定める出資対象事業又は金属鉱物海外探鉱資金貸付細則（2004年（鉱融）業務細則第8号。以下「貸付細則」という。）第3条に定める貸付先の資金拠出により行われる探鉱事業（以下「対象事業」という。）とする。

1. 申込書類の提出

(1) 出資では、探鉱資金出資申込書（海外・様式第1）

貸付けでは、探鉱資金借入申込書（海外・様式第2）

(2) 添付書類

探鉱資金出資申込書、探鉱資金借入申込書（以下「申込書」という。）には以下の書

類を添付させる。ただし、申込書の提出時点で揃えることができない書類については、入手又は作成次第、速やか提出させるものとする。また、申込書の提出時点で既に提出を受けている書類については、その内容が変更されていない場合に限り、提出を省略させることができるものとする。

- (ア) 対象事業の概要（探鉱計画、資金計画、事業実施体制等を含む）
- (イ) 対象事業の鉱区図又は立地に関する図面（原則として縮尺5万分の1）
- (ウ) 対象事業の開発計画（対象事業が鉱山開発計画等を有している場合）
- (エ) 対象事業の労働安全衛生・環境への配慮状況（HSEチェックシート）
- (オ) 対象事業の探鉱等を行う権利に関する許認可証、契約証書等の写し
- (カ) 対象事業に係る生産物の引取権、販売権等に関する契約証書等の写し
- (キ) 対象事業保有会社の役員略歴表
- (ク) 対象事業保有会社の会社概況書、事業所概況書
- (ケ) 対象事業保有会社の直近3年間の決算書類
- (コ) 対象事業保有会社の資本金明細表
- (サ) 申込者と対象事業保有会社との間で締結されている、又は締結予定の株主間協定書等（該当する場合）
- (シ) 申込者の商業登記簿謄本、印鑑証明書等
- (ス) 機構出資先の現地法人設立公正証書（出資の場合）
- (セ) 差入担保の登記情報又は連帯保証人の直近3年間の決算情報（貸付けの場合）
- (ソ) その他、機構が審査に必要であるとして求める資料

2. 申込書の必要部数 1部

3. 申込書の受付時期 随時

III. 審査要領

機構は、業務方法書、出資細則、貸付細則及び関係法令に照らし、本業務要領、金属鉱物海外探鉱資金出融資等審査基準（2005年（評審）業務通達第40号。以下「審査基準」という。）及び出融資及び債務保証に係るHSE審査基準（金属鉱物）（2018年（評価）業務通達第96号。以下「HSE審査基準」という。）により、申込書を審査するものとする。

1. 採択における事務の分担

対象事業の採択に関する事務は、資源開発部ファイナンス課が行うものとする。ただし、対象事業の採択可否の審査に関する事務は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 審査基準に定める技術的審査事項に関する審査は、出資にあつては、資源開発部技術課が行う技術的検討の結果に対し、金属鉱物プロジェクト技術検討会において、審査基準に則して審査されていることが確認されることをもって行い、貸付けにあつては、資源開発部技術課が行う。
- (2) 審査基準に定める経済的審査事項、事業実施関連審査事項（投資環境に関するものを除く。）及びHSE審査基準に定める労働安全衛生・環境に関する審査並びに審査に関する事務のとりまとめは、評価部審査課が行う。
- (3) 審査基準に定める事業実施関連審査事項における投資環境に関する審査は、金属企画部調査課が行う。
- (4) 審査基準に定める財務的審査事項に関する審査は、資源開発部ファイナンス課が行う。
- (5) 審査基準に定める政策的審査事項に関する審査は、金属企画部企画課が行う。
- (6) 上記（1）～（5）の事務の分担に関する事項の取りまとめは、総務部総務課が行う。

2. 連帯保証人の確認

機構は、貸付けを行うに当たり、連帯保証人を徴するものとする。連帯保証人は、原則として貸付先の取締役（個人の場合は、本人）を選任するものとする。親会社等を連帯保証人とする法人にあつては、親会社等の財務内容を直近の有価証券報告書及び営業報告書により把握し、保証能力を判定するものとする。

3. 対象事業の範囲

- (ア) 新鉱床（鉱石処理等の技術革新により経済価値が高まった未利用・低品位鉱床を含む）の探鉱であること。
 - (a) 鉱床学的見地から、鉱床の賦存が期待される地域の調査
 - (b) 鉱床の存在が把握されているが鉱量に計上されていない部分の探鉱及び予想鉱量を推定鉱量又は確定鉱量とするための探鉱
 - (c) 探鉱結果の経済性評価、その他当該新鉱床を開発するために必要な調査等
- (イ) 探鉱の手法は、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリング探鉱、坑道探鉱、サンプル分析、選鉱試験等で、その目的に合う方法であること。
- (ウ) 付帯工事
探鉱事業のために必要な工事であること（例えば、仮設道路等）
- (エ) 他の本邦法人又は外国法人が行う金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給すること。

4. 資金の使途

- (1) 機構が拠出する資金の使途

出融資により機構が拠出する資金の用途は、対象事業に係る物品費、労務費、直接経費、減価償却費、山元管理費及び探鉱に必要な権利取得並びに出資先の運営費等であって、本社費等は除くものとする（他の本邦法人又は外国法人が行う金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給する場合にはその資金を含む。）。

（２）単価の査定

当該国における一般的単価と比較して著しい差がないか検討し、妥当性を欠く場合は適正な単価に査定するものとする。

共同資源開発基礎調査、海外地質構造調査等における単価も参考にすることとする。

５．貸付けに関する担保の評価基準

（１）基本的な考え方

（ア）貸付けに際して徴求する担保は、金銭債権の執行を保全することを目的とすることから、金銭への換金性が高い目的物であり、かつ債権保全限度を上回る必要がある。

（イ）財団・不動産等を担保とする場合は、目的物の価値を把握するために現地調査等を行い、現況把握に努めるとともに、第三者への対抗要件として、抵当権の設定登記を行う必要がある。

（ウ）有価証券担保の場合は、貸付先から株券等の占有権を移転すると同時に、担保差入証書又は共通担保品差入証書を提出させ、機構は、当該担保の担保品預り証を作成し、送付するものとする。

（エ）金属鉱物資源探鉱事業及び鉱害防止事業への貸付けに関する基本方針を定める通達（以下「貸付けに関する基本方針」という。）の２．①または②に該当する会社を親会社等とする会社に対する貸付けでは、当該親会社等を連帯保証人として、担保の徴求を免除することができるものとする。

（２）担保の種類

（ア）財団（鉱業財団、その他の工場財団等）

（イ）不動産

（ウ）有価証券等

（３）担保の評価

（ア）財団の評価

抵当物件である財団及び不動産担保については、次の定めにより行うものとする。なお、新規貸付けに関する財団担保等の評価に際しては、抵当権設定順位が第１位以外の場合は、他の抵当権設定額を加味して評価するものとする。

（a）鉱業財団の場合

（鉱山部門）

鉱業財団の鉱山部門（財団組成物件のうち鉱業権及び鉱山活動に直接関係する施設、機械等）の評価は、原則として収益と採算性により行うものとする。

（その他の部門）

鉱業財団の組成物件に土地、製錬所及び発電所等の施設が含まれている場合は、それらの評価額を当該財団の評価額に加えることができるものとする。

土地については、原則として路線価を基に行うこととし、路線価の70%をもって担保評価額とする。ただし、路線価が利用できないものについては、固定資産税評価額の70%をもって担保評価額とする。

製錬所及び発電所等の施設については、原則として個々の物件の帳簿価格の70%をもって評価額とする。ただし、担保評価物件が、他の法人等の抵当物件に供されている場合は、機構の当該抵当設定額等を差し引いた額を、機構の評価額とする。

なお、鉱山部門だけで十分な担保余力が見込まれる場合は、すべての組成物件について評価を行う必要はない。

（b）その他の工場財団等の場合

その他の工場財団等の評価は、個々の財団組成物件の評価によることとし、その物件の帳簿価格の70%をもって評価額とする。

この場合の土地についての評価は、上記（ア）-（a）に記載する評価方法と同様とする。

（イ）不動産担保の評価

不動産についての評価は、上記（ア）-（a）に記載する評価方法と同様とする。

（ウ）有価証券担保の評価

（a）株式等の場合

株式等については、過去4ヶ月の株価を平均して算出された額に、70%をもって評価額とする。

（b）公債の場合

国債及び政府保証債については、信用力が高い債券であることから、その評価額は、直近の価格変動を加味して算出された額に次に定める率を乗じた額をもって評価額とする。

① 国債は95%

② 政府保証債は90%

6. 不特定担保留保、特定担保留保等による貸付け

（1）不特定担保留保による貸付け

（ア）不特定担保留保による貸付けの貸付先要件

貸付先が、貸付けに関する基本方針の2. ①及び2. ②のいずれにも該当す

る場合、不特定担保留保による貸付けができるものとする。

(イ) 不特定担保留保を行う場合の手続き

不特定担保留保による貸付けを行う場合は、貸付契約とは別に、債権保全上担保の徴求が必要となった際の担保提供等を約した確約書（海外・様式第3-1）、及び貸付契約の締結時点で担保提供可能な物件（以下「担保提供可能物件」という。）のリスト（担保提供可能物件の評価額の合計が当該貸付契約額を上回っているものとする。以下同じ。）を提出させる。なお、担保提供可能物件の評価は、「5. 貸付けに関する担保の評価基準」に準じて行う。また、貸付先の格付機関（R&I、JCR、S&P及びMoody's）による最良の直近格付がBBB格（Moody'sにおいてはBaa3格。以下同じ。）である場合、担保提供可能物件のリストを年2回（原則として9月及び3月）提出させる。

(ウ) 不特定担保留保を行う場合の格付等の見直し

不特定担保留保による貸付けを行う場合、毎月、貸付先の格付機関の格付を見直すものとする。また、四半期ごとに貸付先の収益性（売上総利益率、営業利益率、経常利益率、当期利益率）の評価を行い、対前年同期比で著しく悪化している項目がある等の場合には、その原因、今後の見通し等について、ヒアリング等の調査を行う。

(2) 特定担保留保等による貸付け

(ア) 特定担保留保等による貸付けの貸付先要件

貸付先が、貸付けに関する基本方針の2. ②に定める条件に該当する場合、特定担保留保物件の評価額の合計額が融資残高を上回ることを条件として、特定担保留保による貸付け及び登記留保による貸付けができるものとする。なお、特定担保留保等の対象とする担保の評価は、「5. 貸付けに関する担保の評価基準」に準じて行う。

(イ) 特定担保留保による貸付けを行う場合の手続き

(a) 特定担保留保の対象とする有価証券は原則として上場株式に限り、機構が要求した場合には、機構指定の質権口座に振替させるものとする。

(b) 特定担保留保による貸付けを行う場合は、貸付契約とは別に、債権保全上担保の徴求が必要となった際に担保提供を約した担保品差入予約証書（特定物件担保留保）（海外・様式第3-2）を提出させるものとする。

(ウ) 登記留保による貸付けを行う場合の手続き

(a) 登記留保の対象とする財団又は不動産について、機構が要求した場合には、抵当権又は根抵当権設定登記を行わせるものとする。

(b) 登記留保による貸付けを行った場合は、貸付契約とは別に、債権保全上抵当権又は根抵当権の設定登記が必要となった際に迅速に当該登記する旨等を約した抵当権又は根抵当権設定契約証書を締結するものとする。

(エ) 特定担保留保等による貸付けを行う場合の格付の見直し

特定担保留保等による貸付けを行う場合、毎月、貸付先の格付機関の格付を見直すものとする。

(3) 貸付先要件が満たされなくなった場合の措置

貸付先が、不特定担保留保又は特定担保留保等による貸付けの要件を満たさなくなった場合、機構は速やかに確約書、担保品差入予約証書、あるいは抵当権又は根抵当権設定契約証書に基づき、債権保全のために必要な措置を講じる。

7. 連帯保証人の全部又は一部免除

(1) 連帯保証人の全部免除

貸付先が次のいずれかに該当する場合には、連帯保証人の全部を免除することができるものとする

(ア) 貸付に関する基本方針に定める貸付対象に該当しており、かつ適切な担保を十分に徴している場合

(イ) 特定担保留保による貸付けの貸付先要件（貸付けに関する基本方針2. ②に定める条件に該当し、特定担保留保物件及び登記留保物件の評価額の合計が融資残高を上回る）を満たす場合

(ウ) 不特定担保留保による貸付けの貸付先要件（貸付けに関する基本方針2. ①及び2. ②のいずれにも該当し、かつ担保提供可能物件の評価額の合計が当該貸付契約額を上回る）を満たす場合

(2) 連帯保証人の一部免除

親会社等が貸付先の債務を保証する場合であって、かつ、当該親会社等が貸付けに関する基本方針の2. ①又は②に定める貸付対象に該当する場合には、個人保証を免除することができるものとする。

8. 審査調書の作成（海外・様式第4、海外・様式第5）

機構は、対象事業に関する申込書を受理し、審査業務を終了したときには、審査結果を取りまとめた審査調書を作成するものとする。

9. 条件通知（海外・様式第6、海外・様式第7）

機構は、出融資の採択の決裁を受けた場合、当該出融資の申込者に対して、速やかに出資条件通知書又は融資条件通知書を送付するものとする。

IV. 出融資契約要領

1. 契約の方法

(1) 出資

(ア) 機構は、出資細則第13条の定めに基づき、出資基本契約を締結するものとする。(海外・様式第8)

様式及び内容については、その条件等に応じ、適宜変更して使用するものとする。

(イ) 同一出資先に複数回に分けて出資を行う場合は、出資ごとに投資特約証書等を締結するものとする。

(2) 貸付け

貸付けの方法は、証書貸付とする。(海外・様式第9)

様式及び内容については、その条件等に応じ、適宜変更して使用するものとする。

V. 融資契約変更要領

1. 連帯保証人の変更 (海外・様式第10)

貸付先が連帯保証人を変更しようとする場合は、貸付先に対して連帯保証人変更承認願を提出させるものとする。また、機構がそれを承認した時には、保証人変更契約を締結するものとする。

2. 対象事業の計画変更等

貸付先が、以下のとおり対象事業の計画を変更又は取下げしようとする場合は、貸付先に対して対象事業計画変更承認願、対象事業期間延長承認願又は対象事業取下申請書を提出させるものとする。

(1) 対象事業計画変更承認願 (海外・様式第11)

(ア) 計画の一部を削減し、その資金をもって計画外の地域において探鉱を行う場合
又は探鉱手法を大幅に変更する場合

(イ) 所要資金の大幅な増減を伴う計画変更を行う場合

(ウ) 合併事業契約等の変更により日本側負担額が変更になった場合

ただし、計画地点の坑道・ボーリングの延長、方位又は本数の変更、計画地点の軽微な変更及び資金計画の軽微な変更等は、VII. に定める完了報告書の提出をもって代えることができるものとする。

(2) 対象事業期間延長承認願 (海外・様式第12)

対象事業が当初計画期間内に終了しない場合

(3) 対象事業取下申請書 (海外・様式第13)

事業計画の全部を削減又は廃止する場合

VI. 利息減免要領

貸付けにおいて、対象事業が貸付細則第13条第1項の各号のいずれかに該当する場合、機構は、当該対象事業に係る貸付金の利息について、その全部又は一部を免除することができるものとする。

1. 利息減免の申請

機構は、利息減免を希望する者（以下「利息減免申請者」という。）から、以下の書類を提出させるものとする。

(1) 利息減免申請書（海外・様式第14）

(2) 添付書類

(ア) 対象事業の内容

(イ) 利息減免を申請する理由

(ウ) その他機構が指示する資料

2. 利息減免の審査

機構は、利息減免申請書を受理した場合は、貸付細則及び関連の諸規程に基づき、利息減免の可否について審査を行うものとする。

審査のため必要がある場合には、追加資料の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

3. 利息減免申請者に対する通知（海外・様式第15、海外・様式第16）

機構は、利息減免申請書を審査した結果、利息の減免を行うことが適当と認められる場合には利息減免を決定し、利息減免決定通知書を利息減免申請者に送付するものとする。

審査の結果、利息を減免することが不適当と認められる場合には、利息減免不決定通知書を利息減免申請者に送付するものとする。

4. 利息減免の条件

(1) 減免する利息額

(ア) 対象事業が貸付細則第14条第1号に定める鉱種を対象とする場合は、全額

(イ) 対象事業が貸付細則第14条第2号に定める鉱種を対象とする場合は、機構が定めるカントリーリスク表において、対象事業の所在国の経済リスクを加味したカントリーリスクが60を越える場合は二分の一、60以下の場合は全額

(2) 利息減免の方法

(ア) 利息減免時の利息計算は、利息減免申請書を受理した日から減免利息による利息期間として取り扱うものとする。

(イ) 利息減免申請者は、利息減免の申請中に到来する利息支払期における利息支払

いについて、利息支払延期申請書（海外・様式第17）の提出により、その支払いを延期することができるものとする。

5. 利息減免の対象とならない場合

- (1) 開発可能規模の鉱床を発見又は商業的生産のための鉱石処理技術の結果が得られたが、経済情勢等により貸付契約日から5年を経過しても開発に移行せず、プロジェクトの権益をそのまま保有している場合
- (2) 探鉱に失敗又は当該探鉱作業を断念したものの鉱区の放棄若しくは探鉱権の放棄を行わず、同一探鉱区域内の他の箇所において探鉱継続の意志がある場合又は同一の鉱山として開発可能な場合

6. 利息減免後の権益譲渡

利息減免後5年以内に、取得済みの鉱区又は探鉱権等の権利を第三者に譲渡することで利益を得た場合は、減免した利息額（減免利息適用日以降完済日までの期間に機構が免除することとした利息額）又は譲渡益のいずれか低い金額を限度として納付させるものとする。

7. 据置期間

利息減免を決定した場合の元金返済の据置期間は、直近の3、6、9、12月の14日までとする。ただし、15日が休日の場合は、翌営業日の前日までとする。

VII. 対象事業の監査及び調査要領

監査又は調査の目的は、機構の出融資金が対象事業に適正に使用され、事業の目的が達成されているかどうかを確認することであり、その方法は、出資においては原則として対象事業に関する財産、書類、帳簿等の監査（以下「書面監査」という。）及び実地調査、貸付けにおいては対象事業に関する完了報告書の書面調査（以下「書面調査」という。）及び実地調査によるものとする。

1. 完了報告書（海外・様式第18）

貸付金により行われた対象事業が完了した場合は、完了後2ヶ月以内に完了報告書を提出させるものとする。

2. 監査及び調査

(1) 書面監査及び書面調査

次の各項目について書面監査又は書面調査することとし、書面監査又は書面調査を終了した場合は、監査調書又は完了調書を作成するものとする。

ただし、実地調査を行い、監査票又は完了調査票を作成した場合には、当該監査票又は完了調査票を監査調書又は完了調書に代えることができるものとする。

(ア) 図面類について

- (a) 事業が計画どおり実施され、又は完了しているか
- (b) 探鉱以外の事業が含まれていないか
- (c) 承認又は報告が必要な事項について、所定の手続きが取られているか

(イ) 出融資金の使用状況について

- (a) 目的外の支出はないか
- (b) 出資においては出資額が出資限度額を上回っていないか
- (c) 貸付けにおいては貸付額が貸付限度額を上回っていないか

(2) 実地調査

機構が必要と判断した場合、次の各項目について実地調査を行い、監査票又は完了調査票を作成するものとする。

(ア) 探鉱の状況について

- (a) 出資においては計画どおり事業が実施されているか
- (b) 貸付けにおいては完了報告書と事業の内容が一致しているか

以上の調査は、実測又は実測図、柱状図、コア箱、記録紙等の確認により行う。

(イ) 出融資金の使用状況について

以下の各項目の観点から、出融資金が適正に使用されているかどうかを確認する。

- ① 探鉱費と採鉱費等の区分処理
- ② 対象事業とその他事業の区別処理
- ③ 出融資額の算出基準
- ④ 外注先への支払方法
- ⑤ その他証票類の抽出調査

VIII. 管理要領

1. 書類管理

出融資に関連する書類の保存期間は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第2号）第15条及び第16条の規定にしたがうものとし、関係書類は必要に応じて随時使用できるよう保存するものとする。

2. 採択後の管理に係る事務の分担

対象事業の採択後の管理に係る事務は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。この場合において、Ⅲ. 1. 中「審査基準」とあるのは、金属鉱物探鉱資金出資対象事業に係る管

理審査基準（2013年（評価）業務通達第75号）と読み替えるものとする。

3. 出資に関する評価及び株式の処分

（1）経済性評価

（ア）出資細則第17条から第19条に定める経済性評価の対象は、前年度末時点で機構が出資残高を有する出資先株式とし、対象事業ごとに行うものとする。

（イ）経済性評価及び評価結果の分類は、別途定める独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金融事業資産を構成する出資・債務保証等案件の年次評価（プロジェクト・パフォーマンス・レビュー）事務処理要領（2014年（総務）業務要領第61号）によるものとする。

（2）期末評価

機構が保有する出資先株式の期末評価は、別途定める金属鉱物海外探鉱事業に関する出資株式の評価について（2009年（経理）通達第137号）により行うものとする。

（4）株式の処分

機構が保有する出資先株式の処分は、以下の基準により行うものとする。

（ア）業務の目的が達成されたと認められる場合は、機構の株式売却手続きに従い出資先株式の全てを売却

（イ）対象事業について、開発の見込みが無くなったと判断される場合は、追加出資を行わず速やかに出資先株式の処分を検討

（ウ）対象事業について、市況等の影響によりすぐには開発できない又は4年以上探鉱を休止している場合は、毎年度の経済性評価の結果に基づき出資先株式の処分を検討

（エ）出資先に出資する本邦法人等（機構を除く。）が売却を求める場合には、速やかに処分

4. 出資における年間事業計画

（1）機構は、出資細則第12条第1項に定める年間事業計画（以下「年間事業計画」という。）の提出を受けるに当たっては、出資先に対して、年間事業計画、実績及び今後の事業方針等の記載を求めるものとする。同条第4項に定める年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合も、同様とする。

（2）年間事業計画の対象期間は、出資先が定めるものとする。

（3）出資細則第12条第4項に定める重要な変更とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

（ア）出資申込書提出時に計画されていない地域において探鉱を行う場合又は探鉱の手法を大幅に変更する場合

- (イ) 資金計画の大幅な増減を伴う年間事業計画の見直しを行う場合
- (ウ) 合併事業契約等の変更により日本側負担額が変更になる場合
- (エ) その他、機構が重要と判断する事項

5. 出資の実行

機構は、出資基本契約に基づく出資金の払込みの申込書を受理したときには、探鉱に必要な権利取得のための出資を除き、当該出資が4.(1)の規定により承認をし、又は報告を受けた年間事業計画に沿ったものであることを確認した後、当該出資を実行するものとする。

6. 貸付けに関する管理

(1) 自己査定等

貸付金の管理は、別途定める金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する自己査定実施細則(2009年(鉱融)業務細則第21号)、金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する管理要領(2009年(鉱融)業務要領第46号)及び金属鉱物の探鉱資金及び鉱害防止のための措置に必要な資金に対する貸付債権に関する貸倒引当金の算定について(2009年(経理)通達第140号)に定めるところにより行うものとする。この際、各貸付先の、貸付けに関する基本方針に定める貸付けの継続を認める条件の確認については、年2回、期末決算及び中間決算の公表後に速やかに行う。

(2) 繰上償還

機構は、貸付先が貸付細則第24条第1項の各号のいずれかに該当する場合、貸付金の全額又は一部の償還を求めることができるものとする。なお、同条第4項に定める繰上償還補償金は、繰上償還承認前の支払方法による繰上償還日以降の割賦金及び利息の合計額の繰上償還日における現在価値として計算される金額が、繰上償還承認後の支払方法による割賦金及び利息の合計額(繰上償還額を含む。)の繰上償還日における現在価値として計算される金額を上回る場合の、その差額のことであり、次式により算定される。

$$\sum_{j=1}^m A_j \times E_j - \sum_{k=1}^n B_k \times E_k \quad (\text{ただし、} \sum_{j=1}^m A_j \times E_j > \sum_{k=1}^n B_k \times E_k \text{の場合に限る。})$$

この式においてA及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

A = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の割賦金及び利息の各支払期日における割賦金及び利息の合計額

B = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日を含む各支払期日における割賦金及び利息の合計額

m = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日の回数

n = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日の回数

j = 繰上償還承認前の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日が繰上償還日から数えて何回目であるかを示す数 (C_j は j 回目の割賦金及び利息の合計額)

k = 繰上償還承認後の支払方法により償還を受けた場合の繰上償還日以降の繰上償還日を含む割賦金及び利息の支払期日が繰上償還日から数えて何回目のであるかを示す数 (D_k は k 回目の割賦金及び利息の合計額)

E = C_j 及び D_k を繰上償還日時点での現在価値に換算するための割引係数 (ディスカウント・ファクター)

なお、割引係数 (ディスカウント・ファクター) は、繰上償還日から割賦金及び利息の支払期日までの期間に最も近い残存期間の国債の流通利回り等を勘案して、定めるものとする。

E_j (又は E_k) は、 j 回目 (k 回目) の割賦金及び利息の支払期日に対応する割引係数 (ディスカウント・ファクター)

B. 海外開発資金債務保証

I. 目的と方法

1. 目的

この要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号）第60条に定める債務保証（以下「債務保証」という。）を行うに当たり、適切かつ効率的な業務の遂行を図るため、当該業務に係る事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 債務保証の方法

機構の債務保証は、政策保証という諸制約の中で、利用者の立場にたつて公正性、透明性かつ効率的な業務運営を確保するとともに、海外における鉱山開発の促進に寄与できるように実施する。

II. 申請要領

機構の債務保証を希望する者に対して、次の要領で申込みさせるものとする。なお、機構の債務保証の対象となる事業は、金属鉱物海外開発資金債務保証細則（2004年（鉱融）業務細則第10号。以下「保証細則」という。）第4条第1項に定める保証委託者が直接、間接にかかわらず実施する、保証細則第2条第3号に定める採掘等（以下「保証対象事業」という。）とする。

1. 申込書類の提出

(1) 債務保証申込書又は債務保証予約申込書（以下「申込書」という。）（海外・様式第19、海外・様式第20）

(2) 添付書類

申込書には以下の書類を添付させる。ただし、申込書の提出時点で揃えることができない書類については、入手又は作成次第、速やか提出させるものとする。また、申込書の提出時点で既に提出を受けている書類については、その内容が変更されていない場合に限り、提出を省略させることができるものとする。

(ア) 保証対象事業の概要（開発計画・資金計画・事業実施体制等）

(イ) 保証対象事業の鉱区図又は立地に関する図面（原則として縮尺5万分の1）

(ウ) 保証対象事業の技術情報

(エ) 保証対象事業の収支計画

(オ) 保証対象事業の開発計画（対象事業が鉱山開発計画等を有している場合）

- (カ) 保証対象事業の労働安全衛生・環境への配慮状況（H S Eチェックシート）
- (キ) 保証対象事業を行う権利に関する許認可証、契約証書等の写し
- (ク) 保証対象事業にかかる生産物の引取権、販売権等に関する契約証書等の写し
- (ケ) 保証委託者の役員略歴表
- (コ) 保証委託者の会社概況書、事業所概況書
- (サ) 保証委託者の直近3年間の決算書類
- (シ) 保証委託者の資本金明細表
- (ス) 申込者と保証委託者との間で締結されている、又は締結予定の契約書等（該当する場合）
- (セ) 申込者の商業登記簿謄本、印鑑証明書等（連帯保証人を含む。）
- (ソ) その他、機構が審査に必要であるとして求める資料

2. 債務保証委託申込書等の必要部数 1部

3. 債務保証委託申込書等の受付時期 随時

Ⅲ. 審査要領

業務方法書、保証細則及び関係法令に照らし、本業務要領及び金属鉱物海外探鉱資金出融資等審査基準（2005年（評審）業務通達第40号）（以下「審査基準」という。）及び出融資及び債務保証に係るH S E審査基準（金属鉱物）（2018年（評価）業務通達第96号）（以下「H S E審査基準」という。）により、申込書の審査を行うものとする。

1. 採択における事務の分担

保証対象事業の採択に関する事務は、資源開発部ファイナンス課が行うものとする。ただし、保証対象事業の採択可否のための審査に関する事務は、次のとおり定める。

- (1) 審査基準に定める技術的審査事項に関する審査は、資源開発部技術課が行う技術的検討の結果に対し、金属鉱物プロジェクト技術検討会において審査基準に則して審査されていることが確認されることをもって行う。
- (2) 審査基準に定める経済的審査事項、事業実施関連審査事項（投資環境に関するものを除く。）及びH S E審査基準に定める労働安全衛生・環境に関する審査並びに審査に関する事務のとりまとめは、評価部審査課が行う。
- (3) 審査基準に定める事業実施関連審査事項のうち投資環境に関する審査は、金属企画部調査課が行う。
- (4) 審査基準に定める政策的審査事項に関する審査は、金属企画部企画課が行う。
- (5) 上記（1）～（4）の事務の分担に関する事項の取りまとめは、総務部総務課が行う。

2. 保証対象債務の用途

機構がその一部を保証する保証委託者の債務（以下「保証対象債務」という。）の用途は、保証細則第2条第3号に定める採掘等に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金、採掘等の権利を取得するために必要な資金及び業務方法書第2条第17号に定める海外事業法人買収等資金を含む。）であり、設計費、仮設建屋建設費、開発工事費、選鉱場建設費、インフラ工事費、管理費、権益取得費等とする。

3. 連帯保証人の要件

保証細則第6条に規定される保証料率を年0.1%とする場合の連帯保証人は、法人保証人であり、以下のうち一以上該当するものがあることを要件とする。

- (1) 金属鉱物資源探鉱事業及び鉱害防止事業への貸付けに関する基本方針を定める通達（2006年（鉱融）業務通達第49号）の別表に定める財務指標の評価基準をもとに評価した結果、貸付けの継続及び新規貸付けを認める会社に該当すること
- (2) 過去において、当機構からの債務に関し延滞したことがなく、かつ、直近において、格付機関（R & I、J C R、Moody' s及びS & P）の1社以上がBB格以上（Moody' sにおいてはB a a格以上）の格付けをしていること

4. 保証予約

保証細則第8条に規定される保証予約について、次のとおり定める。

- (1) 機構は、保証発効の条件として、保証対象事業ごとに、保証細則第6条に規定する完工条件を定める。
- (2) 完工条件は、保証対象事業の採択前に、機構と保証委託者の間で合意しておくものとする。
- (3) 完工条件の充足を判断するための事務の分担は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。
- (4) 保証予約における保証料率は、完工条件を充足した時点で算定する。

5. 審査調書（海外・様式第21）の作成

機構は、保証対象事業に関する申込書を受理した後、審査業務を終了したときには、審査結果を取りまとめた審査調書を作成するものとする。

6. 条件通知（海外・様式第22、海外・様式第23）

機構は、債務保証又は保証予約の採択の決裁を受けた場合、当該債務保証又は保証予約の申込者に対して、速やかに債務保証条件通知書又は債務保証予約通知書を送付するものとする。

IV. 債務保証契約要領

1. 契約の方法

- (1) 機構は、保証細則 16 条第 1 項の定めに基づき、保証委託者との間で債務保証委託契約（海外・様式第 24-1）又は債務保証予約契約（海外・様式第 24-2）を締結するものとする。
- (2) 機構は、保証細則第 16 条第 2 項の定めに基づき、保証対象債務の債権者との間で債務保証契約（海外・様式第 24-3）を締結するものとする。
- (3) (1)、(2) の各契約書の様式及び内容については、その条件等に応じ、適宜変更して使用するものとする。

V. 債務保証内容の変更要領

1. 連帯保証人の変更（海外・様式第 25）

保証委託者等が連帯保証人を変更しようとする場合は、保証委託者等に対して連帯保証人変更承認願を提出させるものとする。また、機構がそれを承認した時には、保証人変更契約を締結するものとする。

VI. 管理要領

債務保証の適正な管理を行うため、保証対象事業の状況並びに保証対象債務に関する借入及び返済の状況を常時確実に把握するものとする。ただし、債務保証予約契約における保証予約期間については、この限りではない。

1. 保証対象債務の管理

債務対象債務の管理は、債務保証予約契約における保証予約期間を除き、次に定める事項に留意し、その保全に遺漏のないよう万全の措置をとるものとする。

- (1) 保証対象債務の用途
- (2) 保証対象債務に関する借入及び返済の状況
- (3) 保証対象事業の進捗状況及び操業状況
- (4) 保証委託者の経営状況及び連帯保証人の信用状況
- (5) その他、保証対象債務の返済に影響を及ぼす事項

2. 書類管理

保証対象事業に関連する書類の保存期間は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法人文書管理規程（2004年（総企）規程第 2 号）第 15 条及び第 16 条の規定

にしたがうものとし、関係書類は必要に応じて随時使用できるよう保存するものとする。

3. 採択後の管理に係る事務の分担

保証対象事業の採択後の管理に係る事務の分担は、Ⅲ. 1. の規定を準用する。この場合において、Ⅲ. 1. 中「審査基準」とあるのは、金属鉱物海外開発資金債務保証対象事業に係る管理審査基準（2013年（評価）業務通達第77号）と読み替えるものとする。

4. 債務保証の管理事務

保証委託契約に定める条件に基づいて、保証委託者から期日ごとに遺漏のないよう保証料を徴するため、適切な管理事務を行うものとする。

5. 経済性評価

- (1) 保証細則第21条から第23条に定める経済性評価の対象は、前年度末時点で機構が債務保証残高を有する保証委託者の債務とし、保証対象事業ごとに行うものとする。ただし、債務保証予約契約における保証予約期間は評価の対象から除く。
- (2) 経済性評価及び評価結果の分類は、別途定める金属鉱物海外開発事業に対する保証債務に関する債務保証損失引当金の算定について（2009年（経理）通達第138号）及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構金融事業資産を構成する出資・債務保証等案件の年次評価（プロジェクト・パフォーマンス・レビュー）事務処理要領（2014年（総務）業務要領第61号）によるものとする。

6. 年間事業計画

- (1) 機構は、保証細則第15条第1項に定める年間事業計画（以下「年間事業計画」という。）の提出を受けるに当たっては、保証委託者に対して、年間事業計画、実績及び今後の事業方針等の記載を求めるものとする。同条第3項に定める年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合も、同様とする。
- (2) 年間事業計画の対象期間は、保証委託者が定めるものとする。
- (3) 保証細則第15条第3項に定める重要な変更とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア) 開発又は操業の手法を大幅に変更する場合
 - (イ) 資金計画の大幅な増減を伴う年間事業計画の見直しを行う場合
 - (ウ) 合併事業契約等の変更により日本側負担額が変更される場合
 - (エ) その他、機構が重要と判断する事項

附 則

この業務要領は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書の認可の日（平成16年3月1日）から施行し、平成16年2月29日から適用する。

附 則

この業務要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成20年1月30日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この業務要領は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成21年6月24日から施行し、平成20事業年度決算から適用する。

附 則

この業務要領は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和2年12月3日から施行する。

附 則

この業務要領は、令和3年7月15日から施行する。